

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール

1.本プロトコールの前提

- 1.各医薬品の適応、用法用量を遵守した変更とすること。また、医薬品の安定性や動態を考慮すること。
- 2.患者に十分な説明(変更理由、変更後のメリット・服用方法、価格等)を行い、同意を得た上で変更すること。
- 3.処方箋取扱上の基本的ルールである先発医薬品の処方箋で「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。また、「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従うこと。

2.契約締結

- 1.本プロトコールに合意される施設は下記までご連絡ください。
- 2.本プロトコール外の疑義照会の取扱いは従来通りです。
- 3.本プロトコールに基づいて処方変更し調剤した場合、疑義照会は不要ですが変更内容を記入した処方箋を下記までFAX してください。
- 4.後発品の変更調剤については連絡不要です。

3.プロトコール内容

1.別規格製剤がある場合の処方規格の変更

例：5mg錠 1回2錠 → 10mg錠 1回1錠
20mg錠 1回0.5錠 → 10mg錠 1回1錠

2.同一成分剤形の変更(ジェネリックも含む)

例：同一成分で、普通錠 ⇔ OD錠 散 ⇔ 錠

※ 用法用量が変わらない場合のみ可。先発

※ クリーム剤→軟膏、軟膏→クリーム剤の変更は不可。

先発医薬品同士、後発医薬品から先発医薬品への変更も可能

院外処方箋の「後発変更不可」にチェックがあれば不可

保険薬局に在庫が無いという理由での変更は不可

3.残薬調整

患者の希望により、薬歴上適正に服用されている例で、
通院日の都合により日数が重複あるいは不足が明らかな場合の
投与日数の調整(飲み忘れ、紛失等の場合はあてはまらない)。

4.明らかな日数間違いの変更

例：週 1 回製剤なのに→ 他の薬と同じ日数

ベネット 17.5mg 週 1 回 1 回 1 錠 28 日分 → 4 日分

他の薬の 28 日分の日数に合わせてしまっている。

隔日投与とコメントあるのに→ 他の薬と同じ日数

クレストール 2.5mg 偶数日服用 28 日分 → 14 日分

他の薬の 28 日分の日数に合わせてしまっている。

5.湿布剤・テープ剤の 1 日使用量の変更

例：ロキソニンテープ 1 日 1~2 回 → 1 日 1~2 回 1 回 1 枚

6.湿布剤・テープ剤の枚数違いの変更

例：モーラステープ(7 枚/袋)35 袋 → 5 袋

1 袋 7 枚だが、全量 35 枚のつもりでオーダされている。

7.用法が明らかに決められている薬に対して適正な用法への変更

例：ジスロマック SR2g 1 日 1 回 食後 → 空腹時

スピリーバレスピマット 1 日 2 回 1 回 1 吸入 → 1 日 1 回 1 回 2 吸入

8.1 シート毎でしか交付出来ない薬の日数回数の変更

例：スピリーバカプセル 10 日分 → 7 日分

4.プロトコールの変更・追加

-1.本プロトコールは定期的に見直し、必要に応じて追加、変更をします。